

予防塾選講 ～第8回～

消防法と建築基準法の 分担

日本の建物の防火安全は、消防法と建築基準法で分担し、火災の発展段階に応じた対策を重層的に講じさせる仕組みになっています。消防法は防火管理などソフト面と消防用設備等を、建築基準法は建築物本体の防火安全対策を担っています。

東京理科大学大学院
国際火災科学研究科
教授
小林恭一 博士 (工学)

火災の発展段階に応じた 防火安全対策

火災対策の基本は、「通常の火災」による被害をできるだけ少なくする、ということにあります。「通常の火災」という用語は平成10年の改正で初めて建築基準法に登場しますが、名前がなかっただけで、概念は昔からありました。

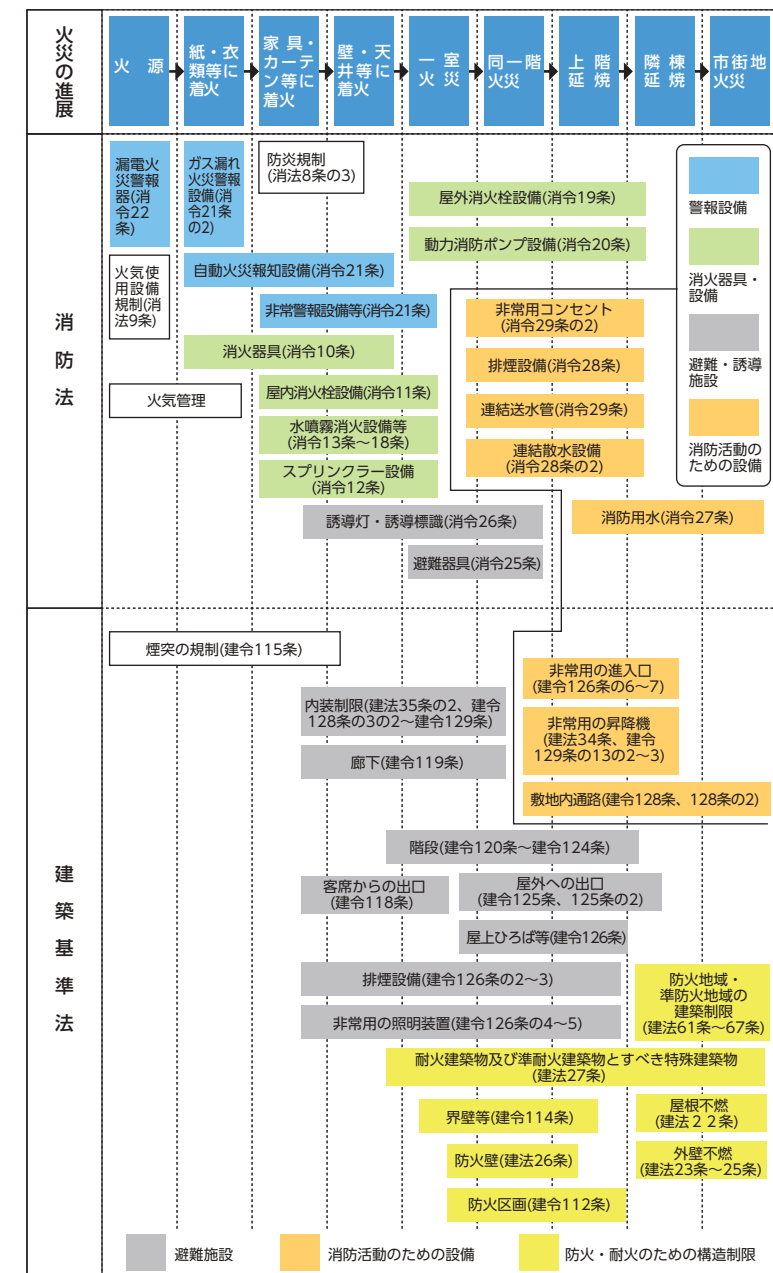
「通常の火災」は、火源となる小さな火が着火物に燃え移り、以後、1室火災、階全体への火煙の拡大、上階拡大、隣棟延焼、市街地火災へと順次成長していくというモデルです。初期段階ほど対応が容易ですので、その段階での対応を手厚くするほうが合理的ですが、ある確率

で突破されることを想定し、段階ごとに重層的に対策を講じておくことが必要です。この考え方を「フェールセーフ」といいます。と、まあ、ここまでは、消防官なら常識でしょう。

消防法と建築基準法の 役割分担とその特徴

火の用心から消防活動まで、広い意味でこのフェールセーフの構成要素となりますが、そのうち建築物にさまざまな対策を講じさせる役割を担っているのが、消防法と建築基準法です。

消防法は消防用設備等と防火管理などソフト面を分担し、建築基準法は壁、床、戸、廊下、階段やその材料、寸法、



難路を確保し、在館者が避難を完了するまで倒壊しないようにする、という部分が手厚くなっています。非常用エレベーター、非常用進入口などの消防活動支援機能の重要部分を引き受けており、また、市街地大火が頻発した歴史を踏まえ、単

体規定にも集団規定と連携した市街地大火対策が盛り込まれていることも、日本の防火法制の特徴となっています。

消防法は出火防止、火災発見、通報など火災の初期段階の対応について多く分担しており、その後の消火、避難についても満遍なくカバーしています。消防活動に対する支援機能が重要な位置を占めていることは言うまでもありません。建築基準法は、火災発生防止の段階での施策が少なく、火煙の拡大を抑え、避